

第1回吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ
指定管理者候補者選定委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月29日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 夢つながり未来館（ゆいぴあ）2階 会議室
- 3 選定委員会次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席者紹介
 - ア 選定委員会委員の自己紹介
 - イ 事務局職員の自己紹介
 - (3) 委員長及び副委員長の選出について
 - (4) 指定管理者の募集等について
 - ア 指定管理者の募集要項（案）について
 - イ 指定管理者候補者の選定方法について
 - ウ 選定に係る日程について
 - エ その他（次回委員会の予定等）
- 4 出席委員（5名）

若槻 健
谷村 綾子
水野 篤夫
三浦 久美
金子 真也
- 5 出席者
 - 木戸 誠 （地域教育部部長）
 - 大川 雅博（地域教育部青少年室室長）
 - 市場 千嘉子（地域教育部青少年室参事 青少年活動サポートプラザ所長兼務）
 - 前田 隆男（地域教育部青少年室主幹）
 - 藤崎 善規（地域教育部青少年室主査）
 - 中田 亜夕子（地域教育部青少年室係員）
 - 今泉 良太（地域教育部青少年室係員）

6 議事録

(1) 開会の挨拶

(2) 出席者紹介

ア 選定委員会委員の自己紹介

イ 事務局職員の自己紹介

(3) 委員長及び副委員長の選出、就任の挨拶

委員長 若槻 健

副委員長 水野 篤夫

(4) 指定管理者の募集等について

ア 指定管理者の募集要項（案）について

～ 事務局：募集要項（案）を説明 ～

募集要項P. 33 3 (12) モニタリング・評価の実施等 ウ

(委員)

「第三者によるモニタリング・評価」というのは今回の選定委員会のメンバーで行われるのでしょうか。

(事務局)

5年間の指定管理者期間の2年目と4年目に行うことになっていまして、指定管理者が提案どおりに運営等を行っているかなどを評価していただくという方針でございます。事務局としましては、基本的に選定いただいた委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様の中でご都合が悪くなってしまう方がいらっしゃる場合などはメンバーに変更の可能性があるものと考えています。

(委員)

従来では「第三者によるモニタリング・評価」はしていなかったが、今回から加わったという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

「第三者によるモニタリング・評価」は前回の指定管理者の選定の際には定められていなかった取り組みで、指定管理者公募マニュアル等の改正により、新たに市の統一ルールとして盛り込まれたものです。

今期の指定管理者の運営状況につきましても、指定期間の4年目にあたる昨年度に実施しました。それ以前につきましては、ルール化されていないので、実施していません。

募集要項P. 35 4 (5) 管理経費等 ア

(委員)

指定管理料の範囲の算出方法の説明をお願いします。

(事務局)

従前の指定管理料で算出していた金額に、今回、交流活動支援業務の金額を加えています。従前、交流活動支援業務の委託料には10時から14時又は15時の勤務は含まれていませんでしたので、その金額も今回の指定管理料に加えているため、金額が大きくなっています。また、施設管理の面では、子育て青少年拠点夢つながり未来館は開館10年になりますので修繕箇所が増えてきたため、修繕料に関しましても増額しております。それに加え、元来は市で支払っていた交流活動支援業務のロビーワーカー報償費、消耗品費、インターネット使用料、建築点検費等を指定管理料に移行しております。その合計が5年間で約1億円の増額ということになっております。

募集要項

(委員)

この募集要項は他の指定管理者の募集要項と準じているという認識でいいですか。

(事務局)

募集要項は吹田市共通の指定管理者公募マニュアルに沿って作成していますので、基本的な記載事項は変わりません。

ただし、施設によって異なる設置目的や業務内容などについては、独自の内容を定めて示しています。

複合施設である夢つながり未来館独自の運営内容や今回、指定管理者の業務として追加する青少年交流活動支援業務に関する内容などについて、想定している業務の記載漏れなどが生じないように、募集要項の見直しを行いました。

委員の身分について

(委員)

自分が選定委員であるということは秘密にしておかないといけないのでしょうか。

(事務局)

指定管理者候補者を選定するまでの間は、選定委員会の会議も含めて、非公開の取扱いとなります。選定が終わりましたら選定結果とともに、ホームページで公表させていただきます。

また、本日の最後に事務局からお願いということで申し上げようと思っていたのですが、子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の中に「職務上知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と定めておりますし、応募団体に関しましては「選定委員や職員に直接または第三者として接触をしない。」といった内容の誓約書もいただくこととなっておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

募集要項 P. 35 (3) 失格事由 イ

(委員)

「イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合」というのはいつの時点から接触してはいけないのか。例えば、複数の団体で応募しようとした場合は、当然、団体同士で声をかけると思うのですが、いつの時点から適用されるのか。

趣旨は分かるのですが、募集要項の書き方ではどの時点からというのが読み取りづらいと感じます。

(事務局)

要項にお示ししているように、複数の団体で共同事業体として応募していただく場合は問題はありません。しかし、応募した後に応募者の間で提案や金額の確認をすることがないように想定したもので、「談合しないように」という意味で記載しております。

管理運営基準 参考資料 参考３・６

(委員)

P. 245 の指定管理料の収支決算は今回の指定管理料と同様の業務の指定管理料でしょうか。

(事務局)

P. 245 は指定管理料の執行状況の参考資料として添付しているものであり、平成29年度から令和2年度までの指定管理料を示しています。今回、公募する指定管理者の業務とは違い、交流活動支援業務の予算は含まれておりません。

先ほど質問に上がりました募集要項にお示ししている指定管理料はこの参考3の金額に交流活動支援業務などを加えた金額ということになります。

(委員)

P. 251 の維持管理業務一覧はP. 245 の設備維持費の内訳となっているのでしょうか。

(事務局)

お見込のとおりです。

募集要項 P. 31 (9) 指定管理者として果たすべき責任 ス

(委員)

以前聞いた話では「青少年活動サポートプラザを利用していない方のニーズを広く拾い上げるのが難しい」ということでしたが、利用していない方がどのようにして利用を広げていくのか等はどのように把握するのでしょうか。また、利用していない方からニーズを拾い上げるのは市がするのか指定管理者がするのか。本来であれば指定管理者に権限も責任もあっていいと思うのですが、そこに関してはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

青少年活動サポートプラザの運営に関して、市民の皆様のご意見を頂戴しながらよりよい運営を目指していくというものですので、施設利用者を中心をお願いしております。それ以外にも目安箱的なアンケートを貸館利用者や学習室利用者に対してもとっております。そのようなところを補完するという意味でこのように記載しております。

しかし、夢つながり未来館の運営に関して、指定管理者だけでは対応や判断ができないような大きな意見等を受ける窓口としましては指定管理者も青少年活動サポートプラザもあると考えております。

(事務局)

後ほどまた説明させていただきますが、選定基準のところでは広報活動も評価項目に入れていますので、そこに関しましてはどのような提案があるのかという部分を示していただけると考えております。

(委員)

広報活動をする中で、「施設利用者の声を聞かせてください。」という広報を市報等に出して意見を集めるというのはありということでしょうか。

(事務局)

はい。お見込のとおりです。

(委員長)

いろいろご意見をいただいておりますが、募集要項（案）については、後ほど次の案件と併せて各委員に諮りたいと思います。

イ 指定管理者候補者の選定方法について

～ 事務局：選定方法を説明 ～

選定方法の公表について

(委員)

選定方法等については公表しないのですか。

(事務局)

募集要項等には「選定方法」、「選定基準及び評価項目・配点内容」を示しており、ホームページで公表します。

選定方法 選定基準 2

(委員)

選定方法に関しましては問題ないと思います。

選定基準について、2の「②経費縮減に取り組み」に10点割り当てられていますが、現在の経費の内訳を見ていると施設管理経費と人件費で大半を占めています。どうしても

金銭を出す側は経費の削減は人件費を削るのが一番やりやすいと思うので、そうならないような表現が良いと思います。

また、この②を5点くらいにしておいて「③安定したサービス提供やさまざまな取り組みのための職員体制」を15点にした方が青少年活動サポートプラザの評価項目にふさわしいと思います。

(事務局)

こちらのイメージとしては光熱水費等をイメージしていたのですが、委員の仰っているように人件費を削減されますと安定的な運営というのが難しくなってくるので委員の仰っているように誤解がないようにいたします。

(委員)

募集要項に出るのは「経費の削減の取り組み」だけで、その詳細は出ないのでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

経費の削減のところに人員を削減するようなことではないという旨の文言を加えてはどうでしょうか。

(事務局)

P. 79 選定方法の配点につきましてはあくまでも事務局側の案であり、委員間の協議で、配点の変更は可能となりますので、検討いただければと思います。

(委員長)

趣旨としましては②経費縮減の取り組みのところにア括弧書き等で具体的内容を書いていただければ、そのような内容で計画を立ててもらえるでしょうし、こちらもそういうつもりで評価します。ですので、少し言葉を加えていただければいいと思います。

配点についての意見として、委員より、②は人に関わらない、③は職員体制なので人に関わる、職員のほうが大事なのではないかということで10点ずつを②を5点にし、③を15点とすることをご提案いただきましたが、いかがでしょうか。

(委員)

いいと思います。一点確認なのですが、②の評価に関して、光熱費の削減をイメージと仰っていたのですが、P. 245には光熱水費の記載がないのですがどのようなことなのでしょう。

(事務局)

光熱水費の支払いは直営となっており、指定管理者料に含まれていないので、どれだけ使っても指定管理者の負担にはなりません、その部分を意識して節約していただくという意味があります。

(委員)

計画書には記載したほうが点は高くなるということでしょうか。

(事務局)

例えば自然体験交流センターでは、光熱水費も含めて指定管理料に含めますので、指定管理者としては、光熱水費をできるだけ節約し、節約した分は利益になるということになるのですが、子育て青少年拠点夢つながり未来館の場合は直営の事務所もありますので光熱水費は指定管理料に含めずに、市が直接支払いを執行することとなっています。

極端な言い方ですが、冷房をかなり効かせていても「払うのは市だから」ということになりかねないので、光熱水費の節約という提案があるのかということを見ていきたいということでございます。

(委員)

例えばですが、SDGsに配慮した取り組みというように曖昧な表現にしておくと、意識が高い事業者を選定しやすくなると思いますがいかがでしょうか。

環境課題も意識した管理運営を組み込んでいるかということです。

少し広すぎるのかなという気もしているのですが大丈夫でしょうか。

(事務局)

SDGsの意識をみんなが持たないといけない時代にもなっており、その中で私たちは気が付かないことを事業者の方にご提案していただける可能性もありますので、事務局で案を作らせていただいて、委員長と調整させていただきたいと思います。

(委員長)

委員の皆様、よろしいでしょうか。

～ 各委員：了承 ～

選定方法 選定基準

(委員)

1つ目は4の①「施設の設置目的を効果的に達成する取り組み」ということで「目的に合致した提案内容」、「効果的な事業内容」というのがあるのですが、この4の①の部分がある3の「事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること」と同じ内容になっている気がするのですが、どのような評価をすればいいのか困りそうだと思います。

2つ目は4の⑦「行政課題への取り組み」の「市の施策」というのはどのような範囲までを含むのか、その範囲までを反映させていけば点数が高いのかがわかるかという点だと思います。

3つ目は4の②「青少年に関する事業の取り組み」ですが、ここがこの事業の目的に一番大きく打ち出されている部分かなと思いますので配点が5点というのは低いのではないかなと思います。

(事務局)

1つ目に関しまして、3では施設管理、4ではソフト面を意識して記載しております。

(委員)

4の⑦の行政課題というのを青少年に特化したものとするのであれば、②を10点に、⑦を5点にするのもいいと思いますがいかがでしょうか。

(委員長)

それでは4の②と⑦の配点を委員の提案どおり逆転させていただければと思います。他にご意見等ないようでしたら、先ほどご意見いただいたものを文言等の案を作らせていただき、メールで審議させていただくことを前提で「募集要項案」と「選定方法」につきましてお認め頂けるかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

～ 各委員：異議なし ～

(委員長)

あらためて事務局と調整させていただいた案をお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ウ 選定に係る日程について

～ 事務局：選定に係る日程を説明（一部抜粋） ～

(事務局)

第2回選定委員会の日程調整を行いたいと思います。ご提出していただいた調査票の内容によりますと、「10月8日（金）10時から」と「10月8日（金）14時から」が全ての委員の方が出席できるとのことでした。日程につきましては、事務局の案としまして、10月8日（金）はいかがでしょうか。

～ 各委員：異議なし ～

(事務局)

それでは、恐れ入りますが「10月8日」の予定を空けていただきますようお願いいたします。

開始時間につきましては、応募団体の数にもよりますので、現時点では1日開けていただいて、応募団体数が決まり次第、午前、午後など、詳細をお伝えさせていただきます。
以上です。

エ その他（次回委員会の予定等）

～ 事務局：次回委員会の予定等を説明 ～

(事務局)

本選定委員会につきましては、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例第13条第7項におきまして、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と定めています。

また、本件応募に関して、「選定委員、吹田市職員に直接又は第3者の代理を通しての接触をしないこと。」について、誓約書を応募者が提出することになっておりますので、選定委員の皆様もご留意していただくようよろしくお願いいたします。

最後に、本日、委員の皆様方にいただきました意見等を参考にして、募集要項などを修正させていただき、8月16日から募集要項を公表、配付いたします。それまでの間、他の施設の指定管理者の募集要項、特に今回、青少年活動サポートプラザと前後して、自然体験交流センターも指定管理者の公募の時期を迎えますので、参考にしながら事務局で点検します。また、今日は細かく説明しませんでした。管理運営基準についても、点検させていただきます。その際、文言の整理や誤字脱字、文書の表現は変わりますが、趣旨は変わらない程度の修正・変更などが見つかりましたら、委員長と事務局で相談して、対応させていただきますので、ご了承願います。

また、委員の皆様も気が付かれた点がございましたら、事務局までご連絡いただければ、ありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(委員長)

以上をもちまして、本日の選定委員会は終了といたします。

委員各位におかれましては、長時間にわたり議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。